

○農林水産省令第九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

第五条の二第一項、第六条第一項及び第二項、第七條第一項並びに第十六條の二第一項並びに植物防疫法施行令(昭和五十一年政令第百四十六号)第一条第二項に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成九年三月十日

農林水産大臣 藤本 孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條の二」に改める。
第一条第一項中「第七條第四項」を「第五條の二第二項(法第六條第六項、法第七條第四項)」に、「間こ」を「聴こ」に改める。

第二章中第六條の前に次の三條を加える。

(検疫有害動植物)

第五條の二 法第五條の二第一項の検疫有害動植物は、次に掲げるもの以外の有害動物又は有害植物とする。

一 有害動物 アカマダラカワオブシムシ、エ
ンドウゾウムシ、オオツノコクヌストモ
ドキ、オオナガシムシ、オオメノ
コギリヒラタムシ、オカダンゴムシ、ク

シヒゲシバムシ、ケプトヒラタキタイ
ムシ、コクガ、コクゾウムシ、コクヌ
スト、コクヌストモドキ、コクマルハキ
バ、コクゾウムシ、コナナガシムシ、
ムシ、ジンサンシバムシ、ソラマメ
ウムシ、タバコシバムシ、チビタケナ
ガシムシ、チユリリッブネアブラ
ムシ、ツバキマルカイガラムシ、ナガヒ
ウホムシ、ノコギリヒラタムシ、バク
ガ、ヒメヒョウホムシ、ヒメマダラカ
ワオブシムシ、ヒラタキタイムシ、ヒラ
タコクヌストモドキ、ホソチビコクヌ
スト、ミカンナガキカイガラムシ

二

有害植物 ゲオトリカム・カンディダム、

セラトシステイス・バラドクサ、ボトリ

テイス・アリイ、アスベルギルス属菌、

ベニシリウム属菌、リゾーブス属菌

(検査証明書の添付を要しない植物)

第五條の三 法第六條第一項の栽培の用に供しな
い植物であつて、検疫有害動植物が付着するお
それが少ないものとして省令で定めるものは、
次のとおりとする。

一 うこん及びトチュウの乾燥したもの

二 アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、

こしより、ビスタシオノキ、べるしやくるみ

及びマカダミアナッツの乾燥した種子

(栽培地検査を要する植物等)

第五條の四 法第六條第二項の省令で定める地
域、植物及び検疫有害動植物は、別表一のと
りとする。

2 前項に掲げる植物は、前項の地域において栽

培されたものに限るものとする。

第六條中「第六條第二項」を「第六條第三項」

に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

(省令で定める特別の用)

第六條の二 法第七條第一項ただし書の特別の用

は、次のとおりとする。

一 博物館、植物園その他の公共の施設におい

て、標本として展示し、又は保管すること。

二 犯罪捜査のための証拠物として使用するこ

と。

第八條第一項中「附する」を「付する」に、「左
の」を「次の」に改め、同項第六号中「有害動物
又は有害植物」を「検疫有害動植物」に改める。

六	インド、インドネシア、ヴィエトナム、カンボディア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフリカ州、北アメリカ州（カナダを除き、西インド諸島を含む）、南アメリカ州、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びびるがお属植物の生葉及び生塊根等の地下部	アリモドキゾウムシ
七	中華人民共和国、北アメリカ州（カナダを除き、西インド諸島を含む）、南アメリカ州、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びびるがお属植物の生葉及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
八	インド、ヨーロッパ州（アルバニア及びギリシャを除く）、旧ソヴィエト連邦、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、チリ、ボリヴィア、パラグアイ、ペルー、ボリヴィア	なす科植物の生葉及び生塊根等の地下部	じゃがいもがんに病菌
九	トルコ、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、連合王国、旧チェコスロヴァキア、旧ユーゴスラヴィア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	キャベツ、あざみ属植物、もうぐいしか属植物及びなす科植物の生葉	コロラドハムシ
十	イスラエル、インド、アイスラオンド、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポランド、ブルクセンブルグ、連合王国、旧ソヴィエト連邦、アルジェリア、旧アメリカ州（西インド諸島を除く）、アルゼンチン、ペルー、ボリヴィア	あざみ属植物、なす科植物の生葉等の地下部	ジャガイモシストセンチュウ
十一	インド、アイスラオンド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ	なす科植物の生葉等の地下部	ジャガイモシロシストセンチュウ

[illegible]

ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 二 オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケンジントン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三 オランダ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマト及びピーマンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントン種、ネーブル種、トマゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五 スワジランド王国から発送され、南アフリカ共和国以外の他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントン種、ネーブル種、トマゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六 イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシャムチ種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルー並びにスイーティの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七 オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種及びワシントン種、ネーブル種のスイートオレンジ並びにレモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八 スペイン国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン並びにネーブル種及びパレンシア種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 九 チリ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるボンカン、タンカン及びリウウチン種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパイアの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十二 フィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパイアの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十五 フィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十七 タイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるガーネット種、ツタール種、パン種、ピング種、ブルックス種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十一 ニュー・ジージランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるサミット種、サム種、ステラ種、ドーン種、バーラット種、ピング種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるサマーランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メロリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十三 ニュー・ジージランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクターリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十四 ニュー・ジージランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバイン種、レッドデリシヤス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシヤス種及びレッドデリシヤス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるエイチワイ九四七種、エビータ種、オハイオ七九八三種、サンライズ種、トラスト種、ドンビート種及びベルモンド種のトマトの生果実
- 二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかきくさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわら畳床であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 第一号様式(中「左の」を「次の」に、「一万元」を「三十万円」に、「検査を拒み」を「検査若しくは集取を拒み」に、「同条同項」を「同項」に改め、「対し」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同様式(中「第三章又は第四章の規定により」を削る。
- 第四号様式の次に次の様式を加える。
- 第四号(第三号)に第十條(第三号)を加える。

出入力装置の (使用・変更・廃止) に関する下記事項を届け出ます。

年 月 日 住所 氏名

植物防疫法施行規則第10条の2の規定により、出入力装置の (使用・変更・廃止) に関する下記事項を届け出ます。

出入力装置の設置場所
出入力装置の機器名称及び型式番号
出入力装置の管理者の住所・氏名
特記事項の有無

附 則
この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十七号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。ただし、第五條の四の改正規定は、平成十年四月一日から適用する。

正 誤	平成九年三月十日（号外第四十三号）公布農林水産省令第九号（植物防疫法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り） 三三三 九三条 二条 三ページ四段二七行目から三二行目までを削る。 四ページ一段一行目から五行目までを削る。 四ページ二段二〇行目と二一行目を削る。 四二二二二第三十五条の四第三十五条の四二二三第一項中「別表第一項中二二三」を「別表二」に改め、 四ページ二段二八行目から三四行目までを削る。 四ページ上段終りから一〇行目から五ページ上段一九行目までを削る。 五上 二〇別表二 別表一
--------	--

七ページ下段二二行目の次に次のように加える。

別表二の五の項植物の體中「さつまいもの生塊根」を「さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部」に改める。

別表四の五の項を削る。

七下 終りから

「ただし、第五条の四の改正規定は、平成十年四月一日から適用する。」を削る。

正 誤

平成九年三月十日（号外第四十三号）公布農林
水産省令第九号（植物防疫法施行規則の一部を改
正する省令）
（原稿誤り）

六上	経うから	あかこ属植物、
七下	一六	あかこ属植物及
一八	庄ノ原	入庄ノ原